

豊後高田市で働く！奨学金返済支援事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、修学に必要な資金の貸与（以下「奨学金等」という。）を受けて高校、大学等に進学した者が卒業後に本市に居住し、かつ、就労した場合、返還された奨学金等の全部又は一部について、豊後高田市で働く！奨学金返済支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することにより、本市への定住促進と市内企業への就業促進を図ることを目的とする。その交付については、豊後高田市補助金等交付規則に定めるものほか、この要綱の定めるところによる。

(対象となる奨学金等)

第2条 補助金の交付対象となる返還した奨学金等は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 日本学生支援機構の奨学金
- (2) 地方自治体が貸与する奨学金
- (3) 公益財団法人大分県奨学会が貸与する奨学金
- (4) 国、県が所管する教育機関へ修学するための貸与資金
- (5) 母子父子寡婦福祉資金貸付金（修学資金に限る。）

(補助金の受給要件)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、就職時の年齢が30歳以下で次の各号のすべてに該当する者とする。

- (1) 次のいずれかの学歴を有する者
 - ① 大学、短期大学、県立の大学校又は専修学校専門課程を卒業した者
 - ② 県内の高等学校（特別支援学校の高等部を含む）、高等専門学校、専修学校高等課程を卒業した者
- (2) 在学している期間に前条の奨学金等の貸与を受けた者
- (3) 交付申請年に豊後高田市に住民票があり、現に居住している者で、交付申請初年度から引き続き5年間、本市に居住する意思のある者
- (4) 月賦、半年賦、年賦により奨学金等の返還を行っている者。ただし、交付申請年の前年に奨学金等を完済した場合を除く。
- (5) 交付申請年の前年の給与収入が400万円未満である者
- (6) 公的医療保険の被用者保険に加入している者
- (7) 交付申請の時点で、本市内に本社・本店又は事業所等のある企業に正規雇用者（雇用期間の定めのない雇用で、1週間の所定労働時間が通常の労働者と同程度である労働契約を締結し、雇用保険の一般被保険者（1週間の所定労働時間が30時間未満の者を除く。）として雇用されている者。ただし、国及び地方公共団体の職員を除く。）
- (8) 市税等を滞納していない者

- (9) 他の奨学金等返還支援制度を利用していない者
- (10) 豊後高田市暴力団排除条例に規定する暴力団員又は暴力団員等でないこと
(補助金の額)

第4条 補助金の額は、申請する年の前年に返還した奨学金額の2分の1に相当する額（千円未満の端数は切り捨て）とする。ただし、1人の者が受けられる当該事業補助金の累計額は100万円を限度とし、補助金交付対象期間は最大60月とする。

2 補助金の算定に当たっては、制度の返還期間に応じた年間返還額を基本額とし、繰上げ返還等による奨学金の返還分は、補助金の額に含まないものとする。

3 返還金額の確認については領収書、通帳の写し等の提出により行うものとする。

(交付申請及び決定)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、交付申請書（兼請求書）（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて提出するものとする。

- (1) 貸与機関が発行する返還金額及び期間を証するもの
- (2) 返還金額を証するもの
- (3) 就労及び現住所を証するもの
- (4) その他市長が必要と認める書類

2 前項の申請書の受付期間は、別途定める一定期間とする。

3 市長は、交付申請書の提出があったときは、その内容について審査し、補助金の受給要件を備えるときは、補助金の額及び交付についての決定を行い、申請者に対して交付決定通知書（様式第2号）により通知するものとする。

(補助金の交付)

第6条 市長は前条第3項の規定により補助金の交付を決定した後、交付決定した者に対し、速やかに補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し及び補助金の返還)

第7条 市長は、補助金の交付決定を受けた者が、虚偽の申請その他不正の行為によって補助金の交付を受けたと認めるときは、返還命令書（様式第3号）により補助金の交付決定を取り消し、期限を指定して補助金の全部又は一部の返還を求めることができるものとする。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が定める。

附 則

この要綱は、平成29年10月1日から施行する。

この要綱は、令和2年11月12日から施行する。

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。